

『おおさか環境賞』の概要

目的

大阪府環境基本条例第14条の規定に基づく自主的な活動の支援のため、環境への負荷の低減や自然との共生、快適環境の創造など、自主的かつ積極的に他の模範となる環境の保全又は創造に資する活動に取り組んでいる個人若しくは団体、又は事業者に対し、その活動を賞し、奨励することを通して、豊かな環境づくりに向けた行動の輪を広げることを目的とする。

賞の授与

市町村長、豊かな環境づくり大阪府民会議※に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長による推薦を受けた活動を対象に、大賞、準大賞、奨励賞及び特別奨励賞を表彰する。

特に優れた活動には大賞、大賞に準ずる優れた活動には準大賞を贈る。

それ以外については、奨励賞を贈る。奨励賞のうち特に優れた活動には特別奨励賞を贈る。

※豊かな環境づくり大阪府民会議とは

豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的に、府民・事業者団体、学識経験者及び行政を構成員として平成6年に発足。毎年度、「大阪行動計画」の作成や「環境壁紙コレクション」事業等を行い、構成団体の実践活動や普及啓発を推進。

賞の対象要件

○活動が他の模範となるものであること。

○活動が2年以上（年1回程度の活動にあっては3年以上）の実績を有し、将来にわたり継続する見込みがあること。

ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果を上げている場合は、対象とする。

○原則として、同一の活動により既に国による全国的な他の表彰を受けている者は除く。

ただし、受賞から3年経過している活動については対象とする。

○前年度に、大賞又は準大賞を受賞している者は除く。

対象となる活動の種類・内容

(1) 府民活動

大阪府内で、個人・団体が取り組む次の活動が対象となります。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については対象とします。

- ① 豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動
(例) ・ ブナ林の保全など希少な野生動植物の保護に向けた学術研究活動
・ 地球温暖化やオゾン層の保護など地球環境問題に関する調査研究活動
・ 途上国における森林の保全や砂漠化の防止などに関する調査活動
- ② 豊かな環境の保全又は創造に資する教育啓発活動
(例) ・ 地域や学校等における地球温暖化防止等に関する環境教育・啓発活動
・ グリーン購入の促進など環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた啓発活動
・ 家庭における省エネルギーのあり方に関する研修活動
- ③ 豊かな環境の保全又は創造に資する実践活動
(例) ・ 里山保全活動
・ 河川や海の水質浄化、川岸や海岸の自然再生に向けた実践活動
・ 再生品利用や分別収集など廃棄物の減量化やリサイクルを推進する実践活動

(2) 事業活動

大阪府内で、事業者が取り組む次の活動が対象となります。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については対象とします。

- 豊かな環境の保全又は創造に資する事業活動
(例) ・ 環境への負荷が低減された製品・技術の開発
・ 簡易包装やリサイクルなど省資源、省エネルギーに資する事業活動
・ 自然の修復や再生などに貢献する事業活動や技術開発
・ 共同輸送やエコドライブなど自動車の合理的使用に向けた活動
・ 優れた都市景観を創出する技術の開発
・ 環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）を促進する事業活動
・ 環境技術の海外移転に向けた国際協力